

幸区制50周年の歩みを振り返る写真募集要項

1 趣旨・目的

幸区は令和4年4月1日に区制50周年を迎え、令和6年には川崎市が市制100周年を迎えるなど、節目となる年が続くことから、区民の皆さまと一緒に幸区の歩んできた歴史や思い出を振り返る写真を広く募集します。

2 募集する写真

1900年代～2010年代に撮影された幸区の歴史や魅力を表す写真（風景、物、人物など）。特に、節目となる50年前（1970年代）や100年前（1920年代）、その他にも次に掲げる写真などを中心に募集します。

年代	内容
1900年代 ～ 1940年代	・南武鉄道 ・川崎河岸駅（川崎河岸線） ・新鶴見操車場 ・川崎駅西口周辺の工場（明治精糖、明治製菓など）
1950年代 ～ 2010年代	・古市場地区（絵本作家 かこさとし氏のセツルメント活動など） ・JR南武線や新鶴見操車場 ・さいわい緑道 ・川崎市役所御幸支所庁舎 ・川崎市役所建設部御幸出張所庁舎 ・新川崎地区（新川崎・創造のもりなど） ・川崎駅西口周辺（ミュージア川崎シンフォニーホールやラゾーナ川崎プラザが建設される前の街の様子） ・旧幸区役所庁舎
年代を問わないもの	・御幸公園（梅林、周辺の街並み） ・小向梅林 ・区内の駅（川崎駅、尻手駅、鹿島田駅、新川崎駅）や駅周辺の街並み ・多摩川（川沿いの風景や多摩川見晴らし公園など）

※以下に該当するものは募集の対象外となりますので、ご注意ください。

- ・反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの
- ・公序良俗その他法令の規定に反するもの

3 写真の用途

区制50周年記念事業における制作物、作品、広報等に使用します。なお、区制50周年（2022年）以降も市（区）の事業や広報等で活用させていただきます。

4 応募資格

どなたでもご応募いただけます（年齢、住所、プロ、アマを問いません）

5 募集期間

令和3年11月25日（木）～令和4年1月31日（月）

※募集期間は変更となることがあります。

6 応募にあたって

- ・おひとり何点でもご応募いただけます。
- ・応募にかかる費用はすべて応募者の負担とします。
- ・写真は白黒、カラーどちらでも受け付けます。形式についてはデジタルデータ、プリント写真ともに受け付けます。なお、ネガフィルム、ポジフィルム等はお取り扱いできません。
- ・デジタルデータのファイル容量は原則、10MB以下、ファイル形式はJPGまたはPNGとしてください。
- ・プリント写真のサイズは原則、A4サイズまでとしてください。
- ・組み写真、コラージュ(イラスト、テキスト、クレジット表記等含む)等改変を加えたものは受け付けできません。
- ・写真中に特定できる人物が映り込む場合は、その方の同意を得てご応募ください。
- ・写真の著作権は撮影者に帰属しますが、本要項で規定する用途に無償で利用させていただきます。
- ・区が写真のトリミングや色調補正など、オリジナルデータを改変する可能性があることをご承諾のうえ、ご応募ください。
- ・区制50周年記念事業等で使用することとなった写真について、応募者が希望する場合、氏名を表示します。
- ・写真について第三者の権利侵害があった場合は、区では一切の責任を負わず、応募者の責任によって解決していただきます。
- ・写真のご応募をもって、本要項に同意したものといたします。

7 応募方法

(1) プリント写真の場合

応募者氏名、住所、電話番号、撮影年月、撮影場所、写真の説明などを添えてご提出ください。

ア 区役所4階企画課へ持参

※原則、窓口でスキャン等して返却します。なお、大量の写真を持参された場合、処理に時間を要することがありますのでご了承ください。

イ 郵送による提出

※原則、返却できません。なお、返却を希望する場合は事前にご相談ください。

(2) デジタルデータの場合

区HPに記載の指定フォームからご提出ください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/49899>

※提出ができない場合は別の方法をご案内しますので、問い合わせ先までご連絡ください。

8 応募先・問い合わせ先

幸区役所まちづくり推進部企画課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1

電話：044-556-6612

FAX：044-555-3130

E-mail：63kikaku@city.kawasaki.jp